第９期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

【様式１】

市町村名	大田原市
所属名	保健福祉部 高齢者幸福課
担当者名	

地域の目指す姿（ビジョン、大目標）
住み慣れた地域の中でいつまでもいきいきと安心して暮らせるまち

※「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き（平成３０年７月３０日厚生労働省老健局介護保険計画課）」の自己評価シートをもとに作成

保険者名	第９期介護保険事業計画に記載の内容					R７年度（年度末実績）			
	大区分	中区分	現状と課題	第９期における具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己評価	自己評価の理由	課題と対応策
大田原市	①自立支援・介護予防・重度化防止	①自立支援・介護予防・重度化防止	本市における高齢者人口の推移は、第８期計画策定時(2020年度)は21,005人、高齢化率は29.8%であり、第９期計画策定時(2023年度)は21,543人、高齢化率は31.2%であった。第９期における推計は、2026年度には21,890人、高齢化率32.8%と、第８期と同様に年0.5%程度の高齢化が進むと思われる。 圏域ごとの高齢化率では須賀川が52%に達し、佐久山、湯津上、黒羽、両郷が40%を超える一方、西原は22%であり、市街地と農山村部との高齢化率の差が大きい。 地域包括ケアシステムの構築については、第８期計画から引き続き、自立支援・介護予防に関する普及啓発、介護予防の通いの場の充実、リハ専門職等との多職種連携等、地域の実態や状況に応じた様々な生活支援の取組の充実や地域住民が主体となった通いの場の開催、見守り活動、日常生活の支援等、地域資源を活用した地域の支え合いの体制の構築、強化が必要となっている。	○　自立支援、介護予防・重度化防止の取組とその理念・意識の共有 ・保健福祉事業の充実による保健衛生の保持や生きがい・自己実現の創出 ・リハビリ専門職等を活かした自立支援に資する取組の推進	○保健福祉事業 ・高齢者等紙おむつ等給付事業の利用人数　（R4）229人→（R8）250人 ・高齢者ほほえみセンターの利用実人数・延人数　（R4）1,604人・31,661人→（R8）1,857人・36,652人 ・ささえ愛サロン事業の実施団体数・利用実人数（R4）20団体・300人→（R8）35団体・450人 ○一般介護予防事業の推進 ・おたっしゃクラブ　実施回数・延人数（R4）66回・1,007人→（R8）95回・1,700人 ・出前おたっしゃクラブ等　実施回数・延人数（R4）２回・137人→（R8）25回・500人 ・コグニサイズ教室（フォローアップ含む）実施回数・延人数　（R4）８回・174人→（R8）８回・190人 ・与一いきいきメイト　登録者数（年度末現在）（R4）104人→（R8）100人	○保健福祉事業 ・高齢者等紙おむつ等給付事業の利用人数（R4）229人→（R7）181人 ・高齢者ほほえみセンターの利用実人数・延人数（R4）1,604人・31,661人→（R7）1,498人・ 40,929人 ・ささえ愛サロン事業の実施団体数・利用実人数（R4）20団体・300人→（R7）18団体・229人 ○一般介護予防事業の推進 ・おたっしゃクラブ　実施回数・延人数（R4）66回・1,007人→（R7）90回・1,245人 ・出前おたっしゃクラブ（地域包括支援センター普及啓発含む）等　実施回数・延人数（R4）2回・137人→（R7）187→109回・1,267→1494人 ・コグニサイズ教室（フォローアップ含む）実施回数・延人数（R4）8回・174人→（R7）10回・189人 ・与一いきいきメイト　登録者数（年度末現在）（R4）104人→（R7）104 人	○	○　保健福祉事業については、高齢者ほほえみセンターの利用実人数は減っているが、利用延べ人数は目標値を上回っている。 ○　一般介護予防事業の推進については、高齢者数を母数とした介護保険の新規申請者の割合が感染症拡大前に戻っているが、新規申請者の平均年齢が下がっている。また、フレイルの有症率も増加傾向にある。	○保健福祉事業 紙おむつ等給付事業については、給付対象となる人をおおむねカバーしていると考えるが、申請漏れも想定される。さらにケアマネジャーとの連絡を図り、適切な申請・給付を行えるよう改善を図る。 ほほえみセンターでは利用者数の高齢化や固定化が進行しており、新規利用者の獲得や世代交代が課題になっている。そのため、運営に関して、ボランティアを実施している民間団体やシルバー人材センター、シルバー大学校卒業生を活用した運営方式を検討し、社会参加や介護予防の場を維持、増強していく。 ○一般介護予防事業の推進 高齢者ほほえみセンターのおたっしゃクラブの参加者の内、新規参加者は２割程度となっていることから、普及啓発としての新たなフィールドを検討する必要がある。さらに、令和８年度については、様々な地域の居場所で普及啓発が実施できるよう、第１層生活支援コーディネーターや地域包括支援センター、社会福祉協議会等と連携し事業を進めていく。 普及啓発の内容としては、介護予防実態調査におけるフレイルの有症率が増加している背景から、フレイル予防の普及啓発を継続しつつ、要介護認定申請の原因第３位が骨折・転倒であることから、転倒予防に関する講話を追加する。 また、要介護認定申請の原因第１位は認知症であることから、引き続き、認知症予防に力を入れる必要がある。令和８年度もコグニサイズ教室を継続し、対象者の間口を広げる運営方法に変更し実施していく。 自立支援に資する取組を推進していくために、おおたわらリハビリテーションネットワークに所属するリハビリ専門職のスキルアップに資する研修会を実施する。
				○　多様な主体による生活支援の充実 ・多様な職種や機関との連携協働による地域包括ネットワークの構築の推進 ・地域住民がともに支えあう地域づくりの推進 ・有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の整備促進、養護老人ホームの契約入所促進による生活困難高齢者等の住まいの確保 ・地域ケア会議等を活用した多職種の専門的な視点の取り込みの強化と情報の共有	○高齢者生活支援事業の推進 ・高齢者等外出支援事業の利用人数・利用延回数 （R4）574人・12,416回→（R8）650人・13,500回 ○家族介護支援事業 ・ねたきり高齢者等介護手当支給事業の対象者数・支給延月数 （R4）９月期：237人・1,159月、３月期：245人・1,168月 →（R8）９月期：261人・1,224月、３月期：253人・1,203月 ○見守り体制等事業 ・緊急通報装置貸与事業での設置台数 （R4）147台→（R8）150台 ○高齢者のクラブ活動活性化の促進 ・地区別老人クラブ数・会員数（年度当初） （R5）46クラブ・1,578人→ （R8）51クラブ・1,663人 ○居住環境の整備支援 ・高齢者に配慮した住宅の整備　介護保険を利用した住宅改修申請件数 （R4）230件→（R8）230件 ○地域ケア会議の推進 ・地域ケア会議開催回数（個別会議・推進会議） （R4）115回・8回→（R8）120回・11回	○高齢者生活支援事業の推進 ・高齢者等外出支援事業の利用人数・利用延回数 （R4）574人・12,416回→（R7）394人・11,576回 ○家族介護支援事業 ・ねたきり高齢者等介護手当支給事業の対象者数・支給延月数 （R4）9月期：237人・1,159月、3月期：245人・1,168月 （R7）9月期：193人・912月、3月期：180人・892月 ○見守り体制等事業 ・緊急通報装置貸与事業での設置台数 （R4）147台→（R7）92台 ○高齢者のクラブ活動活性化の促進 ・地区別老人クラブ数・会員数（年度当初） （R5）46クラブ・1,578人→ （R7）43クラブ・ 1,430人 ○居住環境の整備支援 ・高齢者に配慮した住宅の整備　介護保険を利用した住宅改修申請件数 （R4）230件→（R7）185件 ○地域ケア会議の推進 ・地域ケア会議開催回数（個別会議・推進会議）　（R4）115回・8回→（R7）41回・10回	○	○　地域ケア会議の推進 困難事例や虐待事例等について、多機関が一同に会して情報共有し、支援方針を決め、役割分担を行って地域全体で支える体制を作っている。また、数字には反映されない他機関との連絡調整や情報共有を日頃から行っている。	○高齢者生活支援事業の推進 単身及び高齢者のみ世帯の増加により、高齢者外出支援事業などでは予約が難しいなど、需要に対応できないケースも見受けられる。委託している事業者等と調整を行いながら、サービス提供体制を再調整していく。 一方で、高齢者の生活様式が変化したことによって利用者が少ないサービスもあり、制度に対する定期的な見直しが不可欠である。 ○家族介護支援事業 対象者を詳細に把握する方法がなく、申請漏れや超過給付が発生する可能性がある。申請漏れがないようケアマネジャー等への周知を積極的に行い、超過給付を防ぐために対象者への事業内容の説明を定期的に行う。 ○見守り体制等事業 申請にあたり、ケアマネジャー等の協力と理解を得る必要があることから、広報周知や研修などを行う必要がある。今後もケアマネジャー等と協力しながら高齢者の各種在宅サービスを実施し、高齢者の自立と生活の質の確保、寝たきり予防に寄与する。 ○高齢者のクラブ活動活性化の促進 単位老人クラブは高齢化が進んでおり、新規加入者の確保や円滑な事業継承等について懸念がある。適切に指導していくと共に、事業実施内容についても確認していく必要がある。そのため、団体等に対する適切な助言等を行うと共に、運営状況や事業実施状況についても留意し、活動の活性化に努める。 ○居住環境の整備支援 住宅改修等において、一部に不適切又は不適正と考えられる事例（移動リスクを伴う2階への階段手すりの設置、玄関及び勝手口の双方の改修工事等）が見受けられることから、給付の適正化が課題となっている。 このため、介護保険住宅改修等の点検調査事業実施要綱に基づき、必要に応じてリハビリテーション専門職による点検調査を実施するとともに、集団指導において不適切事例を示し、事業者への指導を行っている。 ○地域ケア会議の推進 認知症や多様な問題を抱える事例については、地域での支え合いが必要不可欠であるため、地域ケア会議により関係機関と連携、情報交換を行い、地域で支え合える体制の構築を図る必要がある。困難事例や虐待事例など、多機関で情報共有する必要があるケースについて、必要時、地域ケア会議の開催を検討していく

保険者名	第９期介護保険事業計画に記載の内容					R７年度（年度末実績）			
	大区分	中区分	現状と課題	第９期における具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己評価	自己評価の理由	課題と対応策
大田原市	①自立支援・介護予防・重度化防止	②生活支援体制整備	同上	○　地域における支え合いの体制の構築 ・生活支援・介護予防サービスを担う事業主体の支援 ・公的・私的な事業主体の協働体制の充実・強化 ・属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うための地域包括支援センターにおける体制や環境の整備	○生活支援体制整備事業 ・第２層協議体の開催回数 （R4）61回→（R8）73回 ・協議体において創出された新しいサービスの事業数　（R4）2事業→（R8）4事業 ○安心生活見守り事業 ・見守り活動件数 （R4）79，245件→（R8）80,000件 ○地域包括支援センターの設置・運営 ・総合相談支援の相談延件数 （R4）6,707件→（R8）6,700件 ・権利擁護の相談延件数 （R4）927件→（R8）1,000件 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援の相談延件数（R4）2,008件→（R8）2,100件 ・介護予防ケアマネジメントの相談延件数 （R4）7,601件→（R8）8,000件 ・基幹型支援センターの総合相談支援の相談延件数（R4）2,131件→（R8）2,140件	○生活支援体制整備事業 ・第２層協議体の開催回数 （R4）61回→（R7）62回 ・協議体において創出された新しいサービスの事業数　（R4）2事業→（R7）4事業 ○安心生活見守り事業 ・見守り活動件数 （R4）79，245件→（R7）77,382件 ○地域包括支援センターの設置・運営 ・総合相談支援の相談延件数 （R4）6,707件→（R7）9,124件 ・権利擁護の相談延件数 （R4）927件→（R7）871件 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援の相談延件数　（R4）2,008件→（R7）1,447件 ・介護予防ケアマネジメントの相談延件数 （R4）7,601件→（R7）8,087件 ・基幹型支援センターの総合相談支援の相談延件数　（R4）2,131件→（R7）1,714件	○	○　安心生活見守り事業 令和６年度実績と比較し、見守り活動件数は微減したものの家の外から見守る活動は3,500件の増加となった。 協議体において創出された新しいサービスは２事業から４事業に増加した。 ○地域包括支援センターの設置・運営 地域包括支援センターの相談内容は多岐にわたり、複合化・複雑化しているが、関係機関と連携を図り課題解決に向け取り組んでいる。また、ブランチである在宅介護支援センターとの連絡会を開催し、地域包括支援センターとの連携強化に努めた。	○生活支援体制整備事業 第１層及び第２層において、協議体及び生活支援コーディネーターによる地域課題の洗い出し、住民主体の通いの場設置、生活支援サービスの構築等の議論が進められているが、地域事情によって進捗にばらつきが見受けられる。今後ますます複雑化・多様化する地域課題に向けた協議を進めるため、事業委託先である社会福祉協議会を中心に事業の見直しや新たな展開を促す。第１層においては官民連携での事業を展開するとともに、見守りにおけるICTの活用やシルバー人材センター・シルバー大学校卒業生の活用方法を検討する。第２層においては住民による地域資源の再確認とその活用を中心に、地域の活性化を目指す。 ○安心生活見守り事業 見守り隊（会）員が高齢化しており、新たな担い手の確保が必要となっている。これまで、見守りの担い手となっていた定年退職後の地域住民が、新たに別の仕事を始めるため、担い手になれなくなっていることが原因ではないかと推測される。若い世代の見守りの担い手を確保することも視野に入れ、より良い見守りの体制づくりのあり方を地域住民と共に検討していく。また、市内に１２７箇所ある協力機関に対し、本事業の普及啓発を行い、多角的な見守り体制の構築を目指す。 ○地域包括支援センターの設置・運営 相談対応件数は増加しており、複雑、困難な事例が多く、1件あたりの対応時間が長くなってきている。今後も高齢化率が上昇していくため、地域包括支援センターだけではなく在宅介護支援センターのブランチ機能を強化して複雑化、困難化する前に早期に介入していく必要がある。
大田原市	①自立支援・介護予防・重度化防止	③認知症施策	本市の令和３年度に新規で要介護認定を申請した主な原因は、認知症が24.7%と最も多かった。今後、認知症高齢者の数は、高齢化の進展に伴い更に増加することが見込まれる中、第８期計画では令和元年度に取りまとめられた認知症施策推進大綱に基づき、認知症施策に取り組んできた。 第９期計画においては、令和６年１月に施行された「地域共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症の人を含めた一人ひとりがその個性と能力を充分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現のために、医療と介護の連携や認知症の人及びその家族に対する支援の強化を図る必要がある。	○　認知症の容態に応じた適切な医療と介護を受けられる体制づくり ・認知症施策推進大綱における５つの柱のうち「認知症の予防」「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」に係る取組を推進するため、市の役割を果たす。 ○　認知症の人が尊厳を保持し、希望を持って暮らせる地域づくり ・認知症施策推進大綱における５つの柱のうち「普及啓発・本人発信支援」「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」「研究開発・産業促進・国際展開」に係る以下の取組を推進するため、市の役割を果たす。	○認知症初期集中支援推進事業 ・認知症初期集中支援チームによる年間支援件数　（R4）1件→（R8）1件 ○認知症地域支援・ケア向上事業 ・もの忘れ相談　相談実人数 （R4）24人→（R8）35人 ・認知症カフェ　１回当たりの参加者数 （R4）9.8人→（R8）26人 ・介護者研修会開催数 （R4）0回→（R8）1回 ・認知症要配慮高齢者等事前登録制度 年間新規登録者数 （R4）18人→（R8）20人 ○認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業 ・認知症サポーター養成講座　受講者数 （単年度・累計） （R4）1,334人・16,129人→ （R8）1,300人・20,100人 ・認知症サポーターステップアップ講座の実施　受講修了者数（累計） （R4）32人→（R8）62人 ・キャラバン・メイトの活動支援　登録者数（年度 未時点）　（R4）107人→（R8）116人	○認知症初期集中支援推進事業 ・認知症初期集中支援チームによる年間支援件数　（R4）1件→（R7）0件 ○認知症地域支援・ケア向上事業 ・もの忘れ相談　相談実人数 （R4）24人→（R7）31人 ・認知症カフェ　１回当たりの参加者数 （R4）9.8人→（R7）17.1人 ・介護者研修会　開催数 （R4）0回→（R7）1回 ・認知症要配慮高齢者等事前登録制度 年間新規登録者数 （R4）18人→（R7）22人 ○認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業 ・認知症サポーター養成講座　受講者数 （単年度・累計） （R4）1,334人・16,129人→ （R7）　1,427 人・20,376人 ・認知症サポーターステップアップ講座の実施 受講修了者数（累計） （R4）32人→（R7）51人 ・キャラバン・メイトの活動支援　登録者数（年度未時点）　（R4）107人→（R7）　117 人	○	○認知症初期集中支援推進事業 認知症初期集中支援チームによる年間支援件数が0件であるが支援体制は整っている。 ○認知症地域支援・ケア向上事業 ・認知症カフェ事業について、参加対象者に事前連絡を行い、様子確認や介護者にも話を聞くなど丁寧な支援を行っており、参加者が増加している。 ・市と地域包括支援センターの認知症地域支援推進員が連携を図り、認知症カフェの事業を実施している。 ○認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業 ・認知症サポーター養成講座は希望する小中学校や一般団体を対象に実施しており、認知症を理解する機会につながっている。	○認知症初期集中支援推進事業 支援件数が0件のため、認知症初期集中支援事業の普及啓発に努めていく必要がある。また、認知症本人とその家族を支援する体制を構築するために認知症初期集中支援チーム検討委員会を開催し、市の認知症施策や支援事例について報告し、情報共有を図る。 ○認知症地域支援・ケア向上事業 認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、認知症の普及啓発や個別の相談対応など、地域包括支援センターの認知症地域支援推進員と連携を図りながら取り組む。 認知症サポーターステップアップ講座修了者51人のうち、認知症カフェでチームオレンジとしてボランティア活動を行っているのは10人程度であるため、チームオレンジの活動内容を検討し活動支援を行う。 ○認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業 認知症サポーター養成講座は、市内の小中学校や大学で継続して実施しているため、今後は、銀行や商店、市内企業などで実施できるよう働きかけていく必要がある。

保険者名	第９期介護保険事業計画に記載の内容					R７年度（年度末実績）			
	大区分	中区分	現状と課題	第９期における具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己評価	自己評価の理由	課題と対応策
大田原市	①自立支援・介護予防・重度化防止	④その他	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるためには、在宅医療と介護を一体的に提供する体制づくりが重要である。住み慣れた地域で安心して在宅医療を受けるためには、家族の負担を減らし、自宅で療養できる体制づくりを多種職協働で連携し強化していくことが必要である。 また、自立支援・重度化防止の取組を強化するとともに、介護保険サービスの公正かつ適正な提供ができるよう、過不足のないサービス確保とサービスの質の向上に向け、市民並びに事業者への制度周知、情報提供に努め、関係機関との連携や事業所に対する指導等について積極的に取り組む必要がある。	○　医療と介護を多職種協働によって一体的に提供できる体制の構築 ・在宅医療・介護連携に関する相談支援 ・医療・介護関係者の情報共有の支援 ・医療・介護関係者の研修 ○　介護サービスを安心して利用できる環境の整備 ・事業所指定及び指導・監督 ・介護サービス利用時における災害や感染症対策に係る体制整備	○地域の医療・介護関係者による会議の開催 ・大田原市地域包括ケアを考える会（おおたわらの会）　開催回数 （R4）1回→（R8）5回 ○在宅医療・介護関係者の研修 ・医療・介護顔の見える関係会議　開催回数・参加延人数 （R4）1回・78人→（R8）3回・300人 ○在宅医療・介護連携に関する相談受付 ・在宅医療・介護連携に関する相談件数 （R4）1,099件→（R8）1,300件 ○事業所指定及び指導・監督 ・ケアマネジャー連絡協議会の支援　年間延参加者数　（R4）289人→（R8）320人 ・介護サービス相談員派遣事業　年間延派遣回数　（R4）0回→（R8）132回 ・介護サービスに係る事故対応　事故発生後5日以内報告割合 （R4）48%→（R8）80% ・介護サービス事業所の指定　標準様式による電子申請割合 新規設定→（R8）45% ・介護サービス事業所の指導監督　運営指導実施率・集団指導実施回数 （R4）37.8%・1回→（R8）33.3%以上・1回 ・業務管理体制の整備の届出割合 （R5）100%→（R8）100%	○地域の医療・介護関係者による会議の開催 ・大田原市地域包括ケアを考える会（おおたわらの会）開催回数　（R4）1回→（R7）4回 ○在宅医療・介護関係者の研修 ・医療・介護顔の見える関係会議　開催回数・参加延人数 （R4）1回・78人→（R7）2回・172人 ○在宅医療・介護連携に関する相談受付 ・在宅医療・介護連携に関する相談件数 （R4）1,099件→（R7）1,064件 ○事業所指定及び指導・監督 ・ケアマネジャー連絡協議会の支援　年間延参加者数　（R4）289人→（R7）417人 ・介護サービス相談員派遣事業　年間延派遣回数　（R4）0回→（R7）92回 ・介護サービスに係る事故対応　事故発生後5日以内報告割合　（R4）48%→（R7）61% ・介護サービス事業所の指定　標準様式による電子申請割合　新規設定→（R7）23.9% ・介護サービス事業所の指導監督　運営指導実施率・集団指導実施回数 （R4）37.8%・1回→（R7）40.3%・1回 ・業務管理体制の整備の届出割合 （R5）100%→（R7）100%	○	○在宅医療・介護連携 大田原市地域包括ケアを考える会について、令和7年度は「認知症」と在宅医療・介護連携をテーマに活動した。認知症や人生会議について普及啓発を検討し、認知症の方に対し専門職がどう支援できるかをまとめたパンフレットの作成や人生会議についての出前講座、医療・介護顔の見える関係会議の企画を行うことができた。 大田原市医療・介護顔の見える関係会議 大田原市地域包括ケアを考える会で企画した研修会と事例検討会を実施し、医療・介護の関係機関が認知症の方の支援について理解を深めることができた。	○地域の医療・介護関係者による会議の開催 　必要な時に医療と介護サービス等を活用し、在宅で暮らせるようなケアを一体的に提供できるよう、本市及び那須地区在宅医療圏域における多職種連携を強化していく必要がある。 ○在宅医療・介護関係者の研修 　医療・介護顔の見える関係会議では、研修会や事例検討会を通して高齢者本人や家族への支援について理解を深める機会となっている。また、専門職だけでなく、地域で高齢者等を支える地域住民・見守り組織等を含めた事例検討会を開催することにより、生活支援体制整備事業や地域ケア会議等の地域支援事業と連動しながら地域で支え合う体制の構築を推進する必要がある。 ○在宅医療・介護連携に関する相談受付 　高齢者等への支援が円滑に進められるよう、入退院支援に係る情報共有ツールを活用し、医療と介護の切れ目ない連携を図る必要がある。 　医療や介護を必要とする本人や家族が、在宅医療・介護サービスについて知らないケースがあるため、市民に対して相談先や利用可能なサービス等に関する周知を図り、相談先の認知度を向上させる。 ○事業所指定及び指導・監督 　運営指導件数については、年間実施計画どおりに実施できている。令和７年度は運営基準に定められている委員会や研修等について対応が不十分であった事業所が散見されたため、適切な対応が図られるよう周知を行う。 　介護サービス相談員派遣事業については、計画通り12事業所で実施し、前年度を上回る実施回数となった。令和８年度は更なる訪問回数の増加を目指すとともに、介護サービス相談員派遣事業の認知度向上にも取り組む必要がある。 　新規設定した介護サービス事業所の電子申請割合については、利用割合が令和６年度の0.6%から23.9%に上昇した。電子申請への完全移行に向けた周知・啓発を引き続き集団指導等において行い、利用割合の向上に努める。
大田原市	②介護給付適正化		本市では、高齢化の進展に加え、積極的な介護基盤整備と制度周知によって、制度開始時の2000年度には約13億円だった介護サービスに係る給付費が、2022年度には約62億円となり、2025年度には約70億円、団塊ジュニア世代が65歳となる2040年度には約90億円まで増加する推計となっている。 このため、真に必要な人に安心して介護保険サービスが提供できる制度維持のためには、必要なサービスを提供しながらできるだけ給付費を抑制する必要があり、介護給付の適正化の積極的な推進が不可欠である。	○　介護給付の適正化の推進 ・介護給付適正化事業	○介護給付適正化事業 ・要介護認定　調査員会議における事例検討件数　（R5）７件→（R8）10件 ・認定審査委員合同研修会における事例検討機会　（R5）１回→（R8）１回 ・訪問調査等ケアプラン点検数 （R4）７事業所42件→（R8）６事業所40件 ・給付適正化支援システムヒアリングシートの作成頻度　（R4）１回／３か月→ （R8）１回／３か月 ・住宅改修訪問調査件数 未実施→（R8）10件 ・福祉用具購入訪問調査件数 未実施→（R8）３件 ・福祉用具貸与調査（給付適正化支援システムヒアリングシートの作成頻度） （R4）１回／３か月→（R8）１回／３か月 ・医療情報との突合・縦覧点検の実施頻度（国保連合会への委託） （R4）１回／１か月→（R8）１回／１か月	○介護給付適正化事業 ・要介護認定　調査員会議における事例検討件数　（R5）7件→（R7）11件 ・認定審査委員合同研修会における事例検討機会　（R5）1回→（R7）1回 ・訪問調査等ケアプラン点検数 （R4）7事業所42件→（R7）6事業所 40件 ・ケアプラン点検（給付適正化支援システムヒアリングシートの作成頻度） （R4）1回／3か月→（R7）1回／3か月 ・住宅改修訪問調査件数 未実施→（R7）10件 ・福祉用具購入訪問調査件数 未実施→（R7）3件 ・福祉用具貸与調査（給付適正化支援システムヒアリングシートの作成頻度） （R4）1回／3か月→（R7）1回／3か月 ・医療情報との突合・縦覧点検の実施頻度（国保連合会への委託） （R4）1回／1か月→（R7）1回／1か月	◎	○介護給付適正化事業 　認定調査業務における点検により、課題や疑問の抽出、解決と共有を行うとともに、定例的に調査員全員で事例検討を行い、介護認定調査の平準化を図ることができた。 　また、ケアプラン点検及び医療情報との突合・縦覧点検については、目標に対して実施内容を満たすことができた。	○介護給付適正化事業 　認定調査員は、要介護認定を決めるための調査を行い、実際に申請者を目の当たりにし、審査に必要な情報を調査して提供する重要な役割を担っている。しかしながら調査員ごとに調査基準の認識や解釈に相違が生じているのが現状である。認定調査業務における点検により調査員間の較差を是正するとともに、事例検討による認定調査の平準化に努める。 　医療情報との突合・縦覧点検については、介護給付適正化システムによって、点検結果を確認している。この結果の積極的な活用や、必要に応じた実態調査等の必要性があるか、検討する。 　介護支援専門員との面談については、運営指導時のみの実施となっているため、機会を増やす必要があるか、検討する。 　住宅改修、福祉用具購入及び貸与の点検調査の実施にあたり、専門性を高めることが課題であったため、理学療法士又は作業療法士等に調査を行わせることができる制度を整えた。